

第61回

定時株主総会招集ご通知

インターネットまたは書面による
議決権行使期限

2025年6月26日（木）午後5時30分まで

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階 大ホール

株式会社広済堂ホールディングス

証券コード：7868

広濟堂グループは、シニア・エンディング No.1 企業になります

企業理念

当社の社名である「広濟」は「広く濟（すく）う」という意味で、「広く社会に貢献したい」という創業者の熱い想いが込められています。

私たちは、社会の明るい未来に向けて、一人ひとりが高い志を持ち、心をひとつにし、新しい価値創造に努め、お客様から信頼され、選ばれる企業グループを目指します。

ご挨拶

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社の第61回（2024年4月1日から2025年3月31日まで）定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループは、「広濟」の企業理念のもと、長期的な成長と業績向上のためさまざまな施策に取り組んでまいりました。

その結果、2025年3月期の連結営業利益は前期比55.9%増の83億2百万円と大幅な増益となりました。しかしながら、2024年3月期決算の修正にかかる調査費用や、新聞印刷事業からの撤退費用等の特別損失が発生し、当期純利益については前期比2.9%増の44億62百万円となり、年間の配当金の引き上げも少額に留まり、株主の皆様のご期待に十分応えられなかったと心苦しく思っております。

2024年度内に行った事業や体制の再構築を基盤に、2025年度は更なる事業拡大を推進し、株主の皆さまへ更なる利益還元ができるよう邁進する所存です。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
前川 雅彦

2025年6月

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンス5館13階
株式会社 広濟堂ホールディングス
代表取締役社長
前川 雅彦

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第61回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kosaido.co.jp/ir/equity/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（開場は午前9時30分から）
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館1階 大ホール
（前回と異なる会場ですので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、委任状等の代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 介助又は日本語通訳が必要な株主様に限り、介助する方、盲導犬、聴導犬及び介助犬又は通訳者を1名同伴し入場することができます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階
大ホール

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分必着



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

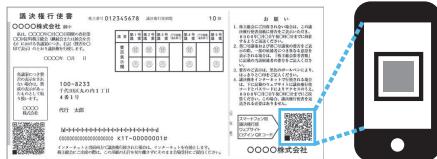
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使といたします。
- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際は、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等が必要となります。

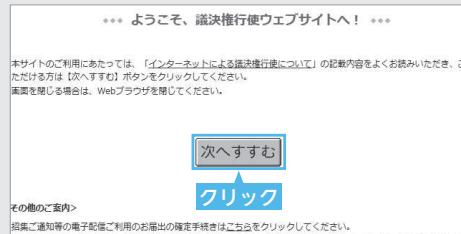
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

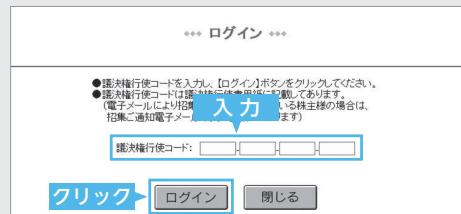
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



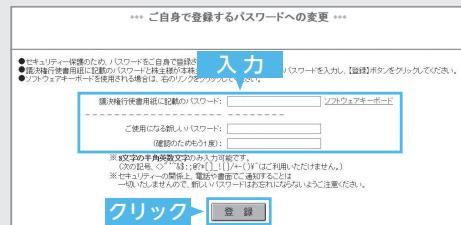
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を行うことを基本に、企業体質の強化を図り内部留保にも努め、業績等を勘案した適正な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針や当期の目標配当性向に則り、株主の皆さまのご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 6円37銭
総額 899,676,824円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月30日(月)といたします。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会の答申を受け決定しております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	1	ら	い	ぶん	再任
生年月日	1963年4月29日	羅	怡	文	
所有する当社の株式数	8,174株				
取締役会への出席状況	23回/23回 (100%)				
		1992年4月	中文書店 開店		
		1995年10月	中文産業(株) 創立代表取締役		
		2006年5月	上海新天地(株) (現 日本観光免税(株)) 設立代表取締役		
		2009年8月	ラオックス(株) (現 ラオックスホールディングス(株)) 代表取締役社長		
		2021年3月	ラオックス(株) (現 ラオックスホールディングス(株)) 代表取締役会長		
		2021年5月	(株)アスコット代表取締役会長		
		2022年6月	当社 取締役会長 (現任)		
		2023年3月	ラオックスホールディングス(株) 代表取締役会長CEO (現任)		
		2024年4月	(株)岩手ホテルアンドリゾート取締役 (現任)		
		2024年6月	香港益楽有限公司代表取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

ラオックスホールディングス(株)代表取締役会長CEO、楽弘益（上海）企業管理有限公司代表取締役社長、R&Lホールディングス(株)代表取締役、(株)岩手ホテルアンドリゾート取締役、香港益楽有限公司代表取締役

取締役候補者とした理由

羅怡文氏につきましては、数多くの会社での経営経験と豊富な知見及びネットワークを有し、取締役として当社経営の監督を行うに適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

とき わ まこと
常 盤 誠

新任

生年月日

1968年12月19日

所有する当社の株式数

50,000株

取締役会への出席状況

一回／一回（一％）

1992年 4月 (株)第一勧業銀行（現 (株)みずほ銀行） 入行
2004年 8月 同行 人事部
2012年 11月 (株)みずほ銀行 枚方支店 支店長
2022年 4月 当社 入社
当社 上席執行役員 経営戦略本部 管掌
関連会社管理担当（現任）
2024年 6月 当社 共同CFO（現任）

重要な兼職の状況

東京博善(株)取締役、(株)広済堂ネクスト取締役、(株)広済堂ビジネスサポート取締役、(株)広済堂ライフウェル取締役、(株)広済堂ファイナンス代表取締役、(株)広済堂エンジニアリング取締役、(株)広済堂プロパティマネジメント代表取締役

取締役候補者とした理由

常盤誠氏につきましては、当社グループ各セグメント事業における成長の促進、及び当社グループガバナンスの強化を図るべく、金融機関における拠点運営、本部組織や金融プロダクト分野での幅広い経験を有し、当社入社後は経営管理、財務会計部門において、その豊富な経験・知見をもって実績を残してきたことから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 **3**

わた なべ まさ ゆき
渡 邊 雅 之

社外

再任

生年月日

1970年5月2日

所有する当社の株式数

30,367株

取締役会への出席状況

23回/23回 (100%)

1998年 4月 総理府（官房総務課）入府
2001年 10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2001年 10月 アンダーソン・毛利法律事務所
（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
2009年 8月 弁護士法人三宅法律事務所 入所
2014年 6月 (株)王将フードサービス社外取締役
2016年 6月 日特建設(株)社外取締役（現任）
2017年 4月 政府・特定複合観光施設区域整備推進会議委員
2018年 5月 弁護士法人三宅法律事務所シニアパートナー弁護士（現任）
2020年 6月 当社 社外取締役（現任）
2021年 6月 (株)代々木アニメーション学院社外取締役（現任）
2022年 10月 (株)三ツ星社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年 3月 Mitsuboshi Philippines Corporation
非常勤取締役（現任）
2023年 4月 日本製麻(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年 2月 (一社)スポットワーク協会監事（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人三宅法律事務所シニアパートナー弁護士、日特建設(株)社外取締役、(株)代々木アニメーション学院社外取締役、(株)三ツ星社外取締役（監査等委員）、Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役、日本製麻(株)社外取締役（監査等委員）、(一社)スポットワーク協会監事

社外取締役候補者に関する特記事項

渡邊雅之氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡邊雅之氏につきましては、弁護士として企業法務に精通するとともに他社社外取締役としての豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。豊富な企業法務分野での知見を活かした当社経営への助言を期待しております。

なお、渡邊雅之氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、渡邊雅之氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 **4**

かみ むら あきら
上村 明

社外

再任

生年月日

1973年7月11日

所有する当社の株式数

25,000株

取締役会への出席状況

23回/23回 (100%)

2001年4月 最高裁判所司法研修所 司法修習生
2002年10月 アンダーソン・毛利法律事務所
(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所
2004年8月 シドリー・オースティン法律事務所・外国法共同事業 入所
2008年8月 Sidley Austin LLP 入所
2009年8月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 入所
2013年3月 上村総合法律事務所 設立
2014年3月 ラオックス(株) (現 ラオックスホールディングス(株))
社外監査役 (現任)
2014年8月 KPトランザクション・アドバイザリー・サービス(株)
(現 KPTAS(株))
代表取締役 (現任)
2016年5月 上村・太平・水野法律事務所
マネージングパートナー (現任)
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ラオックスホールディングス(株)社外監査役、KPTAS(株)代表取締役、上村・太平・水野法律事務所マネージングパートナー

社外取締役候補者に関する特記事項

上村明氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上村明氏につきましては、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者としたしました。豊富な企業法務分野での知見を活かした当社経営への助言を期待しております。

なお、上村明氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、上村明氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 **5**

たけ むら しげ ゆき
竹村 滋 幸

社外

再任

生年月日

1950年5月30日

所有する当社の株式数

30,274株

取締役会への出席状況

22回/23回 (96%)

1975年 4月 全日本空輸(株) 入社
2005年 4月 同社 執行役員 調査室長
2008年 6月 同社 取締役執行役員
企画室・アジア戦略室・調査室担当
2010年 4月 同社 常務取締役執行役員
企画室・アジア戦略室・調査室担当
2011年 4月 同社 専務取締役執行役員
企画室・アジア戦略室・調査室担当
2013年 4月 ANAホールディングス(株) 専務取締役執行役員
2014年 4月 同社 取締役副社長執行役員
2017年 4月 同社 特任顧問
2020年 7月 トラスト・キャピタル(株)社外取締役
2021年 4月 (株)ワールドホールディングス社外取締役
2021年 6月 当社 社外取締役 (現任)
2022年 8月 (株)ケイブ取締役 (監査等委員) (現任)
2023年 6月 (株)ベクターホールディングス社外監査役
2024年 6月 (株)ベクターホールディングス社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ベクターホールディングス社外取締役、(株)ケイブ取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者に関する特記事項

竹村滋幸氏は当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹村滋幸氏につきましては、ANAグループに長年にわたり在籍し、同社役員としての経験を活かし、社外取締役として、当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。ANAグループでの経営経験を活かした当社経営への助言を期待しております。

なお、竹村滋幸氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、竹村滋幸氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 **6**

なか い がわ しゅん いち
中井川俊一

社外

再任

生年月日

1963年4月16日

所有する当社の株式数

66,878株

取締役会への出席状況

19回/23回 (83%)

1988年4月 ワールド証券(株) (現 (株)SBI証券) 入社
1996年6月 (株)エイチ・アイ・エス 入社
2004年3月 (株)バリュートクリエーション 代表取締役
2007年6月 澤田ホールディングス(株) (現 HSホールディングス(株))
常務取締役
2008年1月 H.S. International (Asia) Limited 取締役
2008年2月 ラオックス(株) (現 ラオックスホールディングス(株))
取締役
2009年11月 エイチ・エス証券(株) (現 Jトラストグローバル証券(株))
代表取締役社長
2013年1月 (株)アスコット 代表取締役会長
2016年4月 (株)インデックス (現iXIT(株)) 代表取締役社長
2021年2月 ラス・カーズ・キャピタル(株) 代表取締役社長 (現任)
2021年6月 ワイエスフード(株) 取締役会長
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)
2023年6月 ワイエスフード(株) 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ラス・カーズ・キャピタル(株)代表取締役社長、ワイエスフード(株)取締役

社外取締役候補者に関する特記事項

中井川俊一氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中井川俊一氏につきましては、数多くの会社での経営経験を活かし、社外取締役として、当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者となりました。豊富な経営経験を活かした当社経営への助言を期待しております。

なお、中井川俊一氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、中井川俊一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号

7

あい ざわ あかね
相澤 茜

社外

再任

生年月日

1963年12月9日

所有する当社の株式数

2,616株

取締役会への出席状況

16回／18回 (89%)

1993年 4月 東京高等裁判所・東京地方裁判所 専属法廷通訳

2002年 4月 (公財)目黒区国際交流協会

理事・副理事長 (現任)

2004年 8月 (株)グローバル・ネットワーク 代表取締役社長 (現任)

2012年 7月 弁護士法人 泉総合法律事務所 入所

海外事業担当

2017年 7月 銀座一丁目法律事務所 入所

企業経営サポート及び海外業務担当 (現任)

2020年 8月 (同)H&S 代表社員 (現任)

投資コンサルティング及び不動産仲介、賃貸管理業務

2024年 6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)グローバル・ネットワーク代表取締役社長、(同)H&S代表社員、(公財)目黒区国際交流協会理事・副理事長

社外取締役候補者に関する特記事項

相澤茜氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

相澤茜氏につきましては、企業法務及び企業経営を支援する様々な経験を有しており、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、相澤茜氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、相澤茜氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

- (注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することとなる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。
2. 当社は、渡邊雅之氏、上村明氏、竹村滋幸氏、中井川俊一氏及び相澤茜氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本総会での選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、渡邊雅之氏は5年、上村明氏、竹村滋幸氏及び中井川俊一氏は4年、相澤茜氏は1年となります。

(ご参考)

○取締役スキルマトリックス

スキルマトリックスは、取締役の素養・経験及び取締役会におけるバランスを一覧表にまとめたものです。その目的は企業が必要とする取締役の素養・経験を対照させ、取締役選任の適切性を開示することであり、経済産業省が定める「コーポレートガバナンスシステムに関する実務指針」を参考に独自の項目で整理したものです。

	企業経営	営業	財務会計	法務	海外事業	ESG (環境・社会 ・ガバナンス)	人事/労務
羅 怡文	●	●	●		●		
常盤 誠	●	●	●	●			●
渡邊 雅之				●		●	●
上村 明				●	●	●	●
竹村 滋幸	●	●			●	●	
中井川 俊一	●	●	●		●	●	
相澤 茜	●		●	●	●		

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました興亜監査法人は、2024年6月27日をもって会計監査人を辞任しております。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2024年6月27日開催の監査役会において監査法人アヴァンティアを一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

つきましては、一時会計監査人であります監査法人アヴァンティアを、改めて会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。監査役会が監査法人アヴァンティアを会計監査人の候補者とした理由は、一時会計監査人としての職務遂行状況から、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質体制を備えており、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年4月1日現在)

名称	監査法人アヴァンティア	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区三番町3番地8	
沿革	2008年5月設立	
概要	資本金 構成人員 社員 公認会計士 公認会計士試験合格者 その他 合計 関与上場会社数	63百万円 21名 96名 61名 53名 231名 42社

以上

1 企業集団の現況

(1) 広済堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、徐々に不確実性が増した一年となりました。上半期は前年に引き続き緩やかな回復基調にありましたが、下半期に米国トランプ政権が誕生し為替レートの乱高下や関税への警戒感が高まりました。

一方、当社を取り巻く事業環境は、セグメント毎に違いはあるものの概ね良好な状況にあります。東京都においては高齢化が進み死亡者数は前年から緩やかに増加。コンテンツ領域では知的財産権（IP）から派生するグッズ等の周辺商材市場は拡大基調が継続しております。印刷物については特に出版印刷で縮小傾向が続く一方、業界再編の動きが高まり受注獲得の機会が増加しつつあります。人材市場につきましても、全体の傾向として求人倍率は引き続き1.2倍を超えて推移しており、国内外の人材ニーズは好調を維持しております。

このような状況のもと、当社グループはエンディング事業を成長領域と位置づけ、事業規模の拡大を目指してまいりました。葬祭収益セグメントでは、「東京博善のお葬式」の認知度向上のため第3四半期よりTVCMを放映。東京博善では更なる利便性向上のため東京都品川区に所在する桐ヶ谷斎場の式場増築工事に着手しております。

情報セグメントでは、これまで継続推進してまいりましたコスト改革が功を奏し利益率の改善が進みました。これに加え、これまで培ってきた得意先との関係性を生かし情報領域を再び成長事業とするため、グッズ製作事業への参入及び初期投資を行いました。人材セグメントでは、事業会社を統合しコスト改革を進めてまいりましたが、期中に成果を得られず、前年から横ばいで推移いたしました。資産コンサルティングセグメントでは広済堂ファイナンスで大型貸付案件が継続し業績に貢献いたしました。

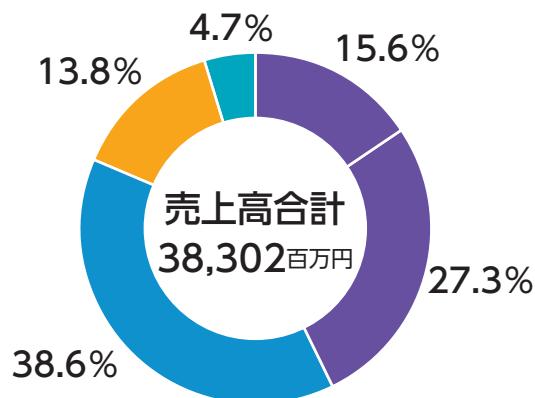
当期は、第1四半期決算公表の遅延並びに過年度決算修正の事態を招き、株主の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしました。改めてお詫び申し上げます。再発防止と成長戦略を着実に進め、企業価値向上に取り組んでまいります。

以上の結果、当期における連結売上高は38,302百万円（前期比8.0%増）、連結営業利益は8,302百万円（前期比55.9%増）、連結経常利益は8,032百万円（前期比51.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,462百万円（前期比2.9%増）となりました。

なお、当期においては、過年度決算の誤謬を訂正しており、前期比較は訂正後の数値に基づいております。

セグメント別業績の概況

■ 葬祭公益	5,986百万円
■ 葬祭収益	10,442百万円
■ 情報	14,793百万円
■ 人材	5,282百万円
■ 資産コンサルティング	1,796百万円



連結売上高

区 分	当 期		前 期		前期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	
葬祭公益	5,986	15.6	5,536	15.6	8.1
葬祭収益	10,442	27.3	8,675	24.5	20.4
情報	14,793	38.6	15,168	42.8	△2.5
人材	5,282	13.8	5,617	15.8	△6.0
資産コンサルティング	1,796	4.7	459	1.3	291.1
合 計	38,302	100.0	35,457	100.0	8.0

連結営業利益

区 分	当 期	前 期	前期比 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
葬祭公益	1,249	1,081	15.6
葬祭収益	4,288	3,506	22.3
情報	394	311	26.9
人材	△158	△78	—
資産コンサルティング	1,447	286	404.5
調整額	1,080	217	397.5
合 計	8,302	5,323	55.9

葬祭公益セグメント

ENDING

葬祭公益事業



RELATED



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



葬祭公益セグメントは、火葬事業で構成されており、当社子会社の東京博善株式会社の保有する都内6か所の総合斎場で行事を担っております。民営企業として収益力の向上が求められる中で公益性の高い火葬事業と利益成長を図る他の事業とを区分するため、葬祭公益セグメントとして開示しております。

火葬事業は専ら東京都23区内で事業を営むため、売上は東京都近郊の死亡者数と強い相関関係があります。当期は前年比で死亡者数が増加し、

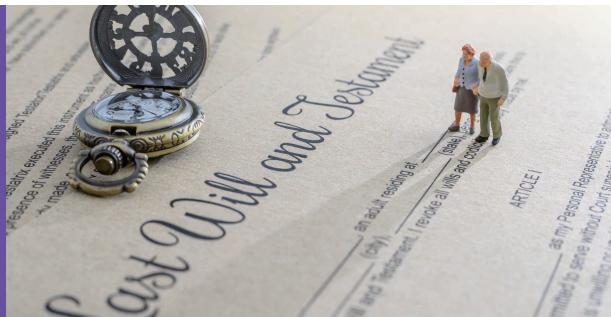
火葬件数も前期から増加いたしました。費用面につきましては、火葬件数の増加を受けて燃料費、水道光熱費が増加した他、繁忙期における時間外労働の増加や賃上げにより人件費が増加いたしました。また、上昇コストを価格転嫁するため、6月より火葬料を値上げするとともに燃料サーチャージ制度を廃止いたしました。

以上の結果、葬祭公益セグメントの売上高は59億86百万円(前期比8.1%増)、営業利益は12億49百万円(前期比15.6%増)となりました。

葬祭収益セグメント

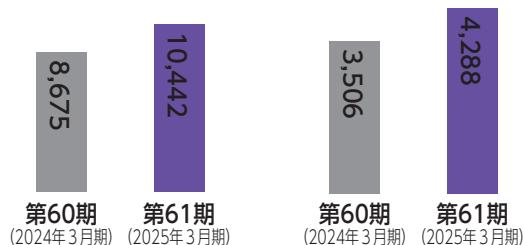
ENDING RELATED

葬祭収益事業



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



葬祭収益セグメントは、主に東京博善株式会社
が提供する総合斎場運営事業、及び株式会社広済
堂ライフウェル及び株式会社グランセロモ東京に
て提供する葬儀サービス事業で構成されておいま
す。

総合斎場運営事業につきましては、2023年9
月に増床した新式場の利用が好調に推移した他、
第3四半期に従来式場の内装を改修したこと等に
より利便性が向上し、特に繁忙期の利用率が好調
に推移し増収増益となりました。

葬儀事業につきましては、TVCM放映効果も
あり葬儀件数が順調に推移し増収増益となりまし
た。

日本国内最大規模のエンディング産業展「END
E X」につきましては、来場者数が前年から増加
するなど好評を博しました。

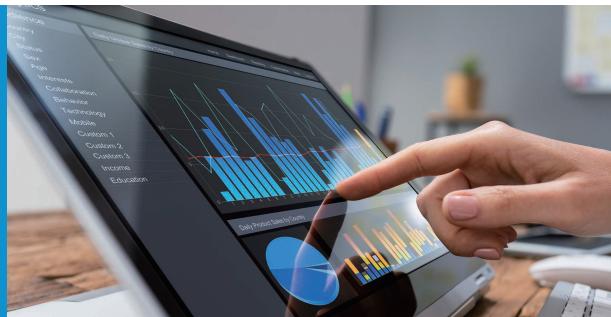
以上の結果、葬祭収益セグメントの売上高は
104億42百万円(前期比20.4%増)、営業利益は
42億88百万円(前期比22.3%増)となりました。

情報セグメント

INFORMATION SOLUTION

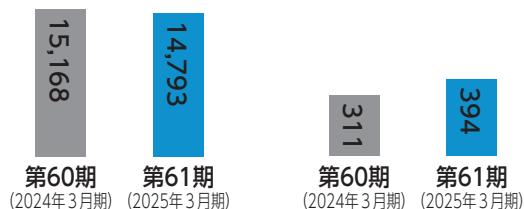


情報ソリューション事業



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



情報セグメントは、情報ソリューション事業で構成されており、主に株式会社広済堂ネクストが出版・商業印刷を始めとする印刷関連ソリューション、IT受託開発を中心としたデジタルソリューション、データ入力代行やコールセンター業務などお客様の事業をサポートするBPOサービス等の事業を展開しております。

印刷関連ソリューション事業では、上半期に出版印刷領域が好調に推移し増収増益となりました。他方、商業印刷領域は自治体関連の受注獲得が伸び悩み減収減益となりました。また、新聞印

刷領域撤退を受け、印刷機材の減損による特別損失が生じました。

BPO事業は、通期で受注が伸び悩むも、コスト管理の徹底により減収増益となりました。デジタルソリューション事業は、SESサービス領域が伸長し増収要因となりましたが、人材調達が進まず外注費が増加し減益となりました。

以上の結果、情報セグメントの売上高は147億93百万円(前期比2.5%減)、営業利益は3億94百万円(前期比26.9%増)となり、減収増益となりました。

人材セグメント

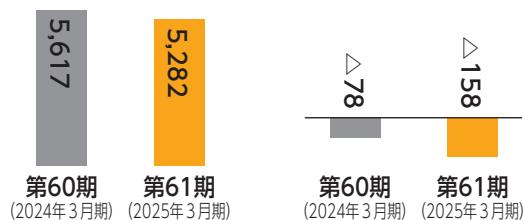
HUMAN RESOURCE SOLUTION

人材サービス事業



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



Career Station



人材セグメントは、人材サービス事業で構成されており、求人媒体・HRテック事業を始めとして、人材紹介・人材派遣、RPO（リクルートメントプロセスアウトソーシング）、海外（ベトナム等）における人材紹介、人材育成・研修、日本語教育、留学サポート等の事業を手掛け、人材の発掘から採用、教育・研修までトータルな人材ソリューションを提供しております。

求人媒体・HRテック領域では、自社開発商材とIndeedとの連携サービスを開始しましたが、紙媒体の減収もあり減収増益となりました。

人材派遣領域では、前期に引き続き主力とする東北・北陸地方で派遣人材の獲得が伸び悩んだ他、物流倉庫領域が大幅に落ち込み減収減益となりました。

人材紹介事業では、求人ニーズを取り込むための体制を強化いたしました。費用増が先行し増収減益となりました。

以上の結果、人材セグメントの売上高は52億82百万円(前期比6.0%減)、営業損失は1億58百万円(前期の営業損失は78百万円)、となりました。

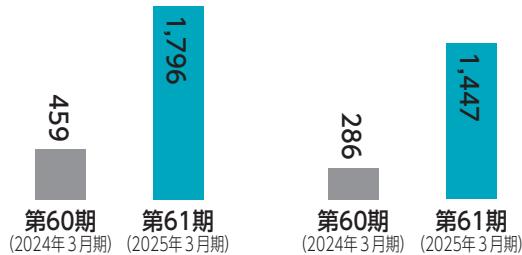
資産コンサルティングセグメント

ENDING 資産コンサルティング事業 RELATED



売上高 (単位：百万円)

営業利益 (単位：百万円)



資産コンサルティングセグメントは、主に株式会社広済堂ファイナンスの提供する金融サービス及び東京博善あんしんサポート株式会社の提供する相続相談・不動産仲介事業で構成されております。

相続相談・不動産仲介事業では、相談件数・仲介件数共に前年から伸びました。

金融サービス事業は、前年から継続した大型プロジェクトの収益が継続し、大幅な増収増益となりました。

以上の結果、資産コンサルティングセグメントの売上高は17億96百万円(前期比291.1%増)、営業利益は14億47百万円(前期比404.5%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は20億円であり、主に葬祭収益セグメントにおける式場の増設等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、短期借入金として総額50億円の借入を実施しました。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況の推移



区 分		第58期 2022年3月期	第59期 2023年3月期	第60期 2024年3月期	第61期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	(百万円)	35,361	36,668	35,457	38,302
営業利益	(百万円)	3,729	4,280	5,323	8,302
経常利益	(百万円)	3,610	4,185	5,312	8,032
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,643	4,042	4,336	4,462
1株当たり当期純利益	(円)	29.82	28.34	31.66	31.18
総資産	(百万円)	73,736	71,134	77,414	77,257
純資産	(百万円)	37,520	41,434	46,980	47,940
1株当たり純資産額	(円)	262.32	289.14	319.13	332.67

(注) 1. 当社は2023年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第58期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第60期の数字は、当該誤謬の訂正後の数字で記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
東京博善(株)	200	100.0	エンディング関連事業
(株)広済堂ネクスト	100	100.0	情報ソリューション事業
(株)広済堂ビジネスサポート	100	100.0	人材サービス事業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、世界的な不確実性の高まりが数年にわたり継続するものとみられ、先行きの不透明感が高まっております。

他方、国内環境に起因する諸課題につきましてはこれまでの状況が継続するものと考えられ、エンディング領域は、高齢化を背景に緩やかな市場拡大。印刷領域は縮小傾向。コンテンツ領域は、IP獲得競争が激化するとともに周辺領域の拡大が継続するものとみられます。人材領域では、労働人口の減少による人手不足やインフレに伴う賃金上昇、海外人材の活用が進むものとみており、これら当社グループを取り巻く事業環境に大きな変化は無いものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループはエンディング関連領域を成長事業と位置付け、事業規模の拡大を推進するとともに、情報、人材セ

グメントにつきましては選択と集中を進めてまいりました。

今回、中期経営計画を「中期経営計画5.0」へアップデートし、前回からの進捗を反映いたしました。定量目標を2027年度の連結営業利益100億円に設定し達成を目指すほか、情報セグメント、人材セグメントの成長路線への回帰を目指し経営して参ります。

具体的な方針と各セグメントにおける主要施策は以下のとおりです。

(1) 長期的な利益成長と収益基盤強化

セグメント別に定めた施策を推進し収益基盤を強化。成長市場における事業機会の拡大を目指します。

(2) 戦略的投資と効率化の推進

既存・新規の収益力の高い事業領域に選択的に資本投下し、利益率の維持を目指します。業務効率化も引き続き推進してまいります。

(3)株主還元の充実

収益拡大投資を進めるとともに、配当性向の35%確保と40%目標を維持し、株主還元の充実に努めます。

各事業セグメントでは、以下の取り組みを実施してまいります。

1. 葬祭公益セグメント

東京都23区内における社会的責任を果たすとともに周辺地域からの案件誘致を推進し火葬待ち問題解消に取り組みます。

2. 葬祭収益セグメント

葬儀式場の更なる増設を進め中長期的な収益力向上を図ります。葬儀事業はエリア×提携×認知の拡大を進め事業拡大を目指します。

3. 情報セグメント

既存領域で収益を維持しつつ、IPコンテンツ領域など周辺領域への進出を狙います。BPO領域では受託体制を強化し内製化を進めます。

4. 人材セグメント

派遣事業はエリア、人材、サービスで特徴を打ち出し事業提供地域と提供サービスの拡張を進めます。グローバル人材事業を媒体事業に替わる主力事業と位置付け、国際人材教育・紹介事業モデルを確立します。

5. 資産コンサルティングセグメント

営業利益で10億円超の水準を維持できる様案件獲得と顧客接点数拡大を進めます。

また、過年度決算修正に関する再発防止に関しまして、2024年10月4日開示「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載いたしました各種施策を継続するとともに、事業部門から持株会社取締役会に至る報告ルートを整備し、さらには社内通報制度を拡充しました。

これらの取り組みを継続することにより、グループ内のガバナンス体制維持、透明性の向上を図りリスクの早期発見に努めます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区 分	事業内容	会 社
葬祭公益セグメント	火葬事業	東京博善(株)
葬祭収益セグメント	総合斎場経営事業 葬儀サービス事業 建設業、その他関連事業	東京博善(株) 株)広濟堂ライフウェル 株)グランセレモ東京 株)広濟堂エンジニアリング
情報セグメント	印刷物及びIT系商材の製造販売 BPO事業	株)広濟堂ネクスト 威海廣濟堂包装有限公司 x-climb(株)
人材セグメント	HRテック及び求人広告、人材紹介、人材派遣等、日本語学校運営	株)広濟堂ビジネスサポート 株)キャリアステーション 株)ファインズ 株)広濟堂ハウスキーピングサービス KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD. NHAT LINH TRAINING AND TRADING CO.,LTD. ZEN CO.,LTD.
資産コンサルティングセグメント	金融サービス業、不動産仲介業 その他葬儀関連事業	株)広濟堂 ファイナンス 東京博善あんしんサポート(株) K.Development(同)

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

● 葬祭公益セグメント

東京博善株

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・町屋斎場 ・落合斎場 ・四ツ木斎場
 ・代々幡斎場・桐ヶ谷斎場・堀ノ内斎場

● 当社

㈱広濟堂ホールディングス

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

● 葬祭収益セグメント

東京博善株

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・町屋斎場 ・落合斎場 ・四ツ木斎場
 ・代々幡斎場・桐ヶ谷斎場・堀ノ内斎場

㈱広濟堂ライフウェル

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

㈱グランセレモ東京

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

● 資産コンサルティングセグメント

㈱広濟堂ファイナンス

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

東京博善あんしんサポート株

東京都中央区新川1-3-21
 BIZSMART茅場町5F501

● 情報セグメント

㈱広濟堂ネクスト

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・さいたま工場・有明工場
 ・大阪営業所 ・仙台営業所

威海廣濟堂包装有限公司

中華人民共和国山東省威海市
 栄成市石島開発区工業園石茂路68号

x-climb株

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

● 人材セグメント

㈱広濟堂ビジネスサポート

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F
 ・青森営業所・秋田営業所・盛岡営業所
 ・仙台支店 ・山形営業所・東京営業所
 ・大阪営業所・富山支店 ・金沢営業所

㈱キャリアステーション

新潟県新潟市中央区上大川前通6番町
 1214-2 大同生命ビル5F

㈱フィンズ

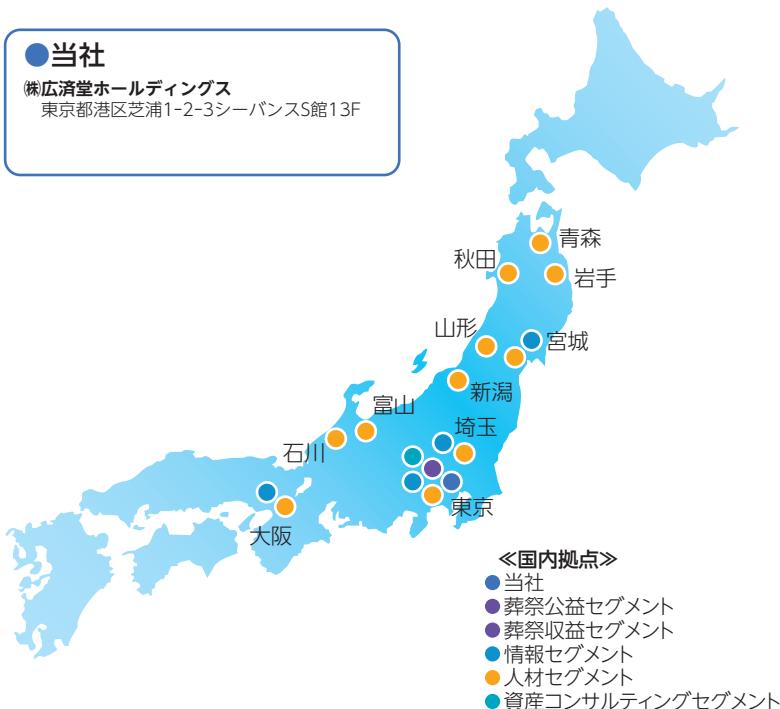
新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54
 日生南笹口ビル8F

㈱広濟堂ハウスキーピングサービス

東京都港区芝浦1-2-3シーバンスS館13F

KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.

(広濟堂HRベトナム)
 Phong L.06, Tang 9, Toa nha Diamond
 Plaza, 34 Le Duan, Phuong Ben Nghe,
 Quqn 1, Thanh pho Ho Chi Minh, Viet
 Nam



(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,083名	17名 (減)

(注) 使用人は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	1名 (増)	42.1歳	9.2年

(注) 使用人は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	10,857
株式会社りそな銀行	3,979
株式会社SBI新生銀行	2,000
三井住友信託銀行株式会社	1,369
株式会社千葉銀行	1,314
株式会社静岡中央銀行	1,141
株式会社武蔵野銀行	810
株式会社きらぼし銀行	358
株式会社横浜銀行	330
株式会社三菱UFJ銀行	310
合 計	22,471

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 475,650,000株
- ② 発行済株式の総数 144,267,645株
- ③ 株主数 11,484名
(前事業年度末比 2,182名増)

④ 大株主

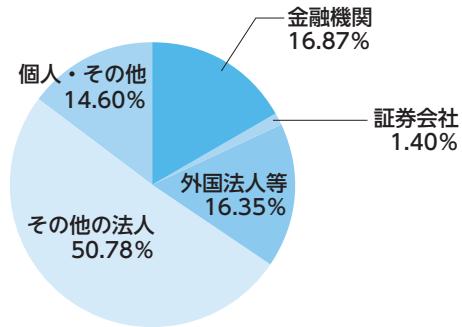
株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
グローバルワーカー派遣株式会社	19,672	13.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,174	10.74
株式会社麻生	13,499	9.56
P A A C E I V (H K) L I M I T E D	13,439	9.52
R & L ホールディングス株式会社	12,207	8.64
S B I ホールディングス株式会社	10,909	7.72
ポールスター株式会社	4,000	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,960	2.10
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社学研ホールディングス退職給付信託口)	2,920	2.07
光通信株式会社	2,478	1.75

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式3,031千株があります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,800株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

⑥ 所有者別株式数



(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO(最高経営責任者)	羅 怡 文	ラオックスホールディングス(株)代表取締役会長CEO、樂弘益(上海)企業管理有限公司代表取締役社長、R&Lホールディングス(株)代表取締役、(株)岩手ホテルアンドリゾート取締役、香港益樂有限公司代表取締役
代表取締役社長 COO(最高執行責任者)兼CFO(最高財務責任者)	前 川 雅 彦	東京博善(株)取締役、(株)広済堂ネクスト取締役、(株)広済堂ビジネスサポート取締役、(株)キャリアステーション取締役、(株)広済堂エンジニアリング取締役、東京博善あんしんサポート(株)代表取締役、(株)広済堂プロパティマネジメント取締役、(株)広済堂ハウスキーピングサービス取締役、(株)広済堂ファイナンス取締役
取締役	渡 邊 雅 之	弁護士法人三宅法律事務所シニアパートナー弁護士、日特建設(株)社外取締役、(株)代々木アニメーション学院社外取締役、(株)三ツ星社外取締役(監査等委員)、Mitsuboshi Philippines Corporation 非常勤取締役、日本製麻(株)社外取締役(監査等委員)、(一社)スポットワーク協会監事
取締役	上 村 明	ラオックスホールディングス(株)社外監査役、KPTAS(株)代表取締役、上村・太平・水野法律事務所マネージングパートナー
取締役	竹 村 滋 幸	(株)ベクターホールディングス社外取締役、(株)ケイブ取締役(監査等委員)
取締役	中井川 俊 一	ラス・カーズ・キャピタル(株)代表取締役社長、ワイエスフード(株)取締役
取締役	相 澤 茜	(株)グローバル・ネットワーク代表取締役社長、(同)H&S代表社員、(公財)目黒区国際交流協会理事・副理事長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	古 屋 進	
監査役	加 藤 正 憲	加藤公認会計士事務所代表、エムケーアソシエイツ(同)代表社員、(株)ナカヨ社外取締役(監査等委員)、(株)三ツ星社外取締役(監査等委員)、ラオックスホールディングス(株)社外監査役
監査役	沼 井 英 明	沼井綜合法律事務所代表、(株)プラコー社外監査役、パス(株)社外取締役(監査等委員)、ハドラスホールディングス(株)社外取締役、(株)RECOSYS社外取締役、(株)ラックランド社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役渡邊雅之氏、上村明氏、竹村滋幸氏、中井川俊一氏及び相澤茜氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤正憲氏、沼井英明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤正憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役渡邊雅之氏、上村明氏、竹村滋幸氏、中井川俊一氏、相澤茜氏及び社外監査役加藤正憲氏、沼井英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第1項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

○事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
黒澤 洋史	2024年6月27日	任期満了	代表取締役社長CEO（最高経営責任者）兼CFO（最高財務責任者）
根岸 千尋	2024年6月27日	任期満了	専務取締役COO（最高執行責任者）
中林 毅	2024年6月27日	任期満了	社外取締役

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。かかる決定方針の内容は以下のとおりです。

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会は、代表取締役及び人事部門が作成した各取締役の報酬額案に対して、指名報酬委員会の諮問を求め、指名報酬委員会の当報酬額案に対する諮問内容を参考にして、固定報酬（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭型報酬）の内容を決定いたします。

指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしています。

業務執行取締役につきましては、固定報酬（金銭報酬）と株式報酬（非金銭型報酬）で構成し、各取締役の報酬額は、社内で定めた基準額の範囲内で、役位及び代表権の有無等の職責に応じて、中長期的な業績や他社平均報酬額を考慮して決定いたします。

社外取締役につきましては、固定報酬（金銭報酬）のみとし、2020年定時株主総会で承認された月額2.5百万円を超えないものとしたします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

□ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬につきましては、2014年6月27日の定時株主総会で、月額200万円（年間算額2400万円）以内とし、社外取締役の報酬につきましては、2020年6月29日の定時株主総会で月額2.5百万円（年換算額300万円）以内、とご承認いただいております。2014年6月27日の定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）、2020年6月29日の定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は5名）であります。

監査役の報酬につきましては、2014年6月27日の定時株主総会で、月額300万円（年間算額360万円）以内、とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

ハ 非金銭報酬の内容について

非金銭報酬として、2020年6月29日の定時株主総会により取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬制度です。業務執行取締役を対象とし、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、新株発行又は自己株式処分の方法により行います）。譲渡制限期間は、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は5名）であります。

二 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任はございません。

ホ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	34	31	－	3	4
社外取締役	23	23	－	－	5
監査役	10	10	－	－	1
社外監査役	9	9	－	－	2

- (注) 1. 業績連動報酬として取締役に對して支払っているものはありません。
 2. 非金銭報酬等の内訳は、議渡制限付株式報酬を計上した額を記載しております。
 3. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役5名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員のうち、2024年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれており、また、同時期に退任した無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	渡邊雅之	弁護士法人 三宅法律事務所	シニア パートナー 弁護士	当社と弁護士法人三宅法律事務所並びに日特建設(株)、(株)代々木アニメーション学院、(株)三ツ星、Mitsuboshi Philippines Corporation、日本製麻(株)、(一社)スポットワーク協会との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日特建設(株)	社外取締役	
		(株)代々木アニメーション学院	社外取締役	
		(株)三ツ星	社外取締役 (監査等委員)	
		Mitsuboshi Philippines Corporation	非常勤取締役	
		日本製麻(株)	社外取締役 (監査等委員)	
		(一社)スポットワーク協会	監事	
	上村明	ラオックス ホールディングス(株)	社外監査役	当社とラオックスホールディングス(株)並びにKPTAS(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。当社は上村・太平・水野法律事務所より各種法的助言を受けております。
		KPTAS(株)	代表取締役	
		上村・太平・水野 法律事務所	マネージング パートナー	
	竹村滋幸	(株)ベクター ホールディングス	社外取締役	当社と(株)ベクターホールディングス並びに(株)ケイブとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)ケイブ	取締役 (監査等委員)	
	中井川俊一	ラス・カーズ・キャピタル(株)	代表取締役 社長	当社とラス・カーズ・キャピタル(株)並びにワイエスフード(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		ワイエスフード(株)	取締役	
	相澤茜	(株)グローバル・ネットワーク	代表取締役 社長	当社と(株)グローバル・ネットワーク並びに(同)H&S、(公財)目黒区国際交流協会との間に重要な取引その他関係はありません。
(同)H&S		代表社員		
(公財)目黒区国際交流協会		理事・ 副理事長		

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	加藤正憲	加藤公認会計士事務所	代表	当社と加藤公認会計士事務所並びにエムケーアソシエイツ(同)、(株)ナカヨ、(株)三ツ星、ラオックスホールディングス(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		エムケーアソシエイツ(同)	代表社員	
		(株)ナカヨ	社外取締役 (監査等委員)	
		(株)三ツ星	社外取締役 (監査等委員)	
		ラオックス ホールディングス(株)	社外監査役	
	沼井英明	沼井綜合法律事務所	代表	当社と沼井綜合法律事務所並びに(株)プラコー、パス(株)、ハドラスホールディングス(株)、(株)RECOSSYS、(株)ラックランドとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)プラコー	社外監査役	
		パス(株)	社外取締役 (監査等委員)	
		ハドラス ホールディングス(株)	社外取締役	
		(株)RECOSSYS	社外取締役	
(株)ラックランド	社外取締役 (監査等委員)			

□ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	活動・発言状況
取締役	渡邊雅之	23/23回 (100%)	---	期待された弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言やコンプライアンスに関する提言を適宜行いました。
	上村明	23/23回 (100%)	---	期待された弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言や法務、ESGに関する提言を適宜行いました。
	竹村滋幸	22/23回 (96%)	---	期待された企業経営分野での見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	中井川俊一	19/23回 (83%)	---	期待された企業経営分野での見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	相澤茜	16/18回 (89%)	---	期待された企業法務及び企業経営での見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	加藤正憲	23/23回 (100%)	12/12回 (100%)	公認会計士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	沼井英明	19/23回 (83%)	11/12回 (92%)	弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ 被保険者の範囲

取締役、監査役、執行役員、グループ会社の役員

□ 保険契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がイの会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償することとしております。ただし、犯罪行為又は法令に違反することを役員が認識しながら行った行為に伴う役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人アヴァンティア

(注) 当社の会計監査人でありました興亜監査法人が2024年6月27日付で辞任いたしました。当社といたしましては、当期(第61期)の監査を担当する会計監査人(一時会計監査人)として監査法人アヴァンティアを選任し、同監査法人が就任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	94
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等の額には、過年度決算訂正に係る報酬20百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、過年度決算訂正に係る監査業務に関する報酬65百万円を興亜監査法人に対し支払っております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人である監査法人アヴァンティアから説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、監査法人の過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適正であるかについて検討した結果、適正であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

監査法人アヴァンティアに対して、研修業務についての対価0.3百万円を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社並びに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役会を定期的開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。
- ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。
- ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。
- ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。
- ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、並びに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。
- ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。
- ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
- ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的を開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
- ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
- ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
- ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けるとともに、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。
- ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
- ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務

執行組織を運営する。

ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。

ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。

ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。

ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、関係会社管理規程に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めるとともに、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。

ロ 前記①の社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

イ 補助使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき常備の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。

ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項

(イ) 取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。

(ロ) 取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

- ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
- ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ホ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ヘ その他監査の実効性確保に関する事項
(イ) 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
(ロ) 取締役は、監査役 of 取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団 of 取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。
(ハ) 監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

当社の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。なお、2024年3月期に発生した内部統制上の開示すべき重要な不備（2024年10月4日開示）に対して、以下の再発防止策を実行することで、適切な内部統制の整備・運用を図っております。

- (1) 教育研修を通じたコンプライアンス意識の徹底
- (2) 決裁手続の厳格化
- (3) モニタリング機能の強化
- (4) 財務報告に係る体制（財務報告作成部門・経理部門）の再検討

2. 取締役・使用人の職務執行

複数選任された社外取締役が、定期的で開催される取締役会へ参加して発言するなど、監督機能の強化を行っております。なお、取締役会の開催回数は23回であります。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、各取締役の業務分掌を取締役会で定め、業務執行部門の責任者の任命を行うとともに、業務分掌規程や稟議決裁規程等で職務権限の明確化を図っております。

3. コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス規程、役員服務規程等の遵守すべき規程を社内のイントラネットで常時閲覧できる環境としており、更に定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また内部通報制度につきましては、社内のみならず、外部の弁護士を通報窓口として当社及び子会社に設置しております。更に、今期からWEBを媒体とした匿名性を保ちつつ双方向でやり取りができる通報窓口サービス（外部業者提供）の利用を開始する等、内部通報制度の整備を実施しました。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。

情報の管理につきましては文書管理規程及び情報セキュリティ規程を定め、文書管理規程は主管部署として総務が、情報セキュリティ規程は同規程に基づき設置された情報セキュリティ委員会が、それぞれ職務執行に係る情報の管理を行っております。

4. リスク管理

事業継続計画書を定める他、リスクの防止及び会社の損失の最小化を目的としたリスク管理委員会規程を定めて、リスク管理の推進及び統括のためリスク管理委員会を設置しております。

5. 子会社経営管理

関係会社管理規程を定め、経営企画部が主管部署として子会社の経営の管理を行っており、事前に協議が必要な重要事項については事前に報告を受け、当社の取締役会又は経営会議の決議を得る体制としております。また、同規程に基づき、子会社の機関設計、業務執行体制及び意思決定について、効率的な業務執行が行われるよう監督しております。

6. 監査役の監査環境

監査役は取締役会・経営会議に出席し、取締役より業務の報告を受けております。また監査役は、会計監査人・内部監査室等の内部統制に係る機関・組織と必要に応じて定期的に情報交換を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	38,021
現金及び預金	11,713
受取手形及び売掛金	4,573
営業貸付金	15,060
有価証券	4,000
商品及び製品	121
仕掛品	233
原材料及び貯蔵品	221
未収入金	253
その他	1,920
貸倒引当金	△75
固定資産	39,235
有形固定資産	35,207
建物及び構築物	13,030
機械装置及び運搬具	3,246
土地	16,131
リース資産	94
工具、器具及び備品	2,542
建設仮勘定	162
無形固定資産	472
投資その他の資産	3,555
投資有価証券	1,758
長期貸付金	19
繰延税金資産	119
退職給付に係る資産	384
その他	1,397
貸倒引当金	△123
資産合計	77,257

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	16,234
支払手形及び買掛金	1,690
短期借入金	6,400
1年内返済予定の長期借入金	4,712
未払金	955
未払法人税等	1,046
賞与引当金	404
その他	1,025
固定負債	13,082
長期借入金	11,379
リース債務	102
繰延税金負債	556
再評価に係る繰延税金負債	143
退職給付に係る負債	14
契約負債	396
その他	488
負債合計	29,317
【純資産の部】	
株主資本	46,968
資本金	429
資本剰余金	11,995
利益剰余金	36,143
自己株式	△1,599
その他の包括利益累計額	15
その他有価証券評価差額金	408
土地再評価差額金	△463
為替換算調整勘定	71
新株予約権	774
非支配株主持分	181
純資産合計	47,940
負債純資産合計	77,257

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		38,302
売上原価		22,155
売上総利益		16,147
販売費及び一般管理費		7,845
営業利益		8,302
営業外収益		
受取利息配当金	84	
受取賃貸料	101	
その他	132	318
営業外費用		
支払利息	304	
支払手数料	188	
その他	94	587
経常利益		8,032
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社出資金売却益	36	
その他	2	39
特別損失		
固定資産除却損	32	
解体撤去費用	255	
減損損失	577	
特別調査費用等	126	
その他	12	1,004
税金等調整前当期純利益		7,067
法人税、住民税及び事業税	1,540	
法人税等調整額	995	2,536
当期純利益		4,531
非支配株主に帰属する当期純利益		68
親会社株主に帰属する当期純利益		4,462

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	363	11,985	34,253	△13	46,588
誤謬の訂正による累積的影響額			△559		△559
遡及処理後当期首残高	363	11,985	33,694	△13	46,029
当期変動額					
新株の発行	1	1			3
新株の発行（新株予約権の行使）	64	64			129
剰余金の配当			△1,867		△1,867
親会社株主に帰属する当期純利益			4,462		4,462
自己株式の取得				△1,586	△1,586
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△55			△55
連結範囲の変動			△145		△145
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	66	10	2,449	△1,586	939
当期末残高	429	11,995	36,143	△1,599	46,968

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	379	△459	△8	△88	800	239	47,539
誤謬の訂正による累積的影響額							△559
遡及処理後当期首残高	379	△459	△8	△88	800	239	46,980
当期変動額							
新株の発行							3
新株の発行（新株予約権の行使）							129
剰余金の配当							△1,867
親会社株主に帰属する当期純利益							4,462
自己株式の取得							△1,586
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△55
連結範囲の変動							△145
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	△4	79	104	△25	△58	20
当期変動額合計	28	△4	79	104	△25	△58	960
当期末残高	408	△463	71	15	774	181	47,940

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 17社
- ・主要な連結子会社の名称 東京博善(株)
(株)広濟堂ネクスト
(株)広濟堂ビジネスサポート

2024年4月1日において、(株)共同システムサービス及び(株)エヌティは(株)キャリアステーションを存続会社として吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、(同)H.A.Development2の全出資持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

前連結会計年度において非連結子会社であったNHAT LINH TRAINING AND TRADING CO.,LTD.及びZEN CO.,LTD.、K.Development合同会社は、連結計算書類に与える重要性が増したため、連結の範囲に含めることといたしました。

②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 (株)広濟堂プロパティマネジメント
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社の名称 (株)広濟堂プロパティマネジメント

- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、威海廣濟堂包装有限公司、KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.、NHAT LINH TRAINING AND TRADING CO.,LTD.、ZEN CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

・その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ 時価法

(ハ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料、貯蔵品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・製品、仕掛品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- (ロ) 無形固定資産
(リース資産を除く)
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- (ハ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤のれんの償却に関する事項 5年間で均等償却しております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識

しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、「2022年改正会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「2022年改正適用指針」第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、「2022年改正適用指針」を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで、独立掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「賃貸費用」は40百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(繰延税金資産の計上)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	119百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が当連結会計年度における見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 誤謬の訂正に関する注記

前連結会計年度において不適切な会計処理がありました。前連結会計年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

その結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が559百万円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	784百万円
---------	--------

機械装置及び運搬具	283百万円
-----------	--------

土地	3,061百万円
----	----------

計	4,129百万円
---	----------

上記に対応する債務

短期借入金	5,900百万円
-------	----------

1年内返済予定の長期借入金	4,101百万円
---------------	----------

長期借入金	9,155百万円
-------	----------

計	19,156百万円
---	-----------

上記以外に建物及び構築物4,909百万円及び土地667百万円については、銀行取引に係る根抵当権（極度額30億円）が設定されております。

(2) コミットメントライン契約及び当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行6行とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。

コミットメントライン契約及び当座貸越契約	7,500百万円
借入実行残高	6,400百万円
差引額	1,100百万円

(3) 財務制限条項

当社は、取引銀行とコミットメントライン契約、当座貸越契約及びタームローン契約を締結しており、その一部において、当社及び子会社の貸借対照表及び損益計算書等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく借入実行残高は18,742百万円であります。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 39,534百万円

(5) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価並びに第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△803百万円

(6) 顧客との契約から生じた債権の残高

受取手形	57百万円
売掛金	4,018百万円
電子記録債権	497百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

「顧客との契約から生じる収益」は、連結注記表の「10. 収益認識に関する注記 (1) 収益の分解」に記載しております。

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社グループは、事業用資産については損益管理を合理的に行える事業単位でのグルーピングを基礎とし、遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングしております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
有明工場 (東京都江東区)	新聞印刷	建物及び構築物	313
		機械装置及び運搬具	81
		リース資産	37
		工具、器具及び備品	1
		無形固定資産	0
東京都板橋区	遊休地	土地	143

有明工場の工場の閉鎖の意思決定を行ったため、回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額は零として算定しております。

東京都板橋区の土地について、回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローを1.0%で割り引いて算定しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	143,984千株	283千株	一千株	144,267千株

(注) 普通株式の増加は、譲渡制限付株式報酬制度による新株の発行による増加5,800株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加277,500株であります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	950	6.60	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	917	6.37	2024年9月30日	2024年12月9日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	899	6.37	2025年3月31日	2025年6月30日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

有価証券は、発行会社の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

また、デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引等に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)をご参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(イ) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,000	4,000	—
その他有価証券	933	933	—
資産計	4,933	4,933	—
(ロ) 長期借入金	16,092	15,978	△113
負債計	16,092	15,978	△113

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

(イ) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引	471	-	△8	△8
	買建 人民元				
合計		471	-	△8	△8

(ロ) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等は非上場株式等（連結貸借対照表計上額 825百万円）であり、「(イ) その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	903	—	—	903
その他	30	—	—	30
資産計	933	—	—	933

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	4,000	—	4,000
資産計	—	4,000	—	4,000
長期借入金	—	15,978	—	15,978
負債計	—	15,978	—	15,978

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(イ) 有価証券及び投資有価証券

投資有価証券の時価について、その他有価証券の株式及びその他のうち上場投資信託は取引所の価格により、レベル1の時価に分類しております。その他のうち公募投資信託は、一般公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価格を時価とみなしており、レベル2の時価に分類しております。

満期保有目的の債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(ロ) 長期借入金

長期借入金の時価について、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類してお

- ります。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
- (イ) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
該当事項はありません。

(ロ) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券及び 投資有価証券	合計
	その他有価証券	
	債券	
期首残高	687	687
償還	△700	△700
評価差額金の変動	12	12
期末残高	-	-

③時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各連結会社の取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社グループの保有する仕組債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、為替ボラティリティであります。このインプットの増加（減少）は、時価の上昇（低下）を生じさせることとなります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	葬祭公益	葬祭収益	資産コンサルティング	情報	人材	
葬祭公益に係る財・サービス	5,986	－	－	－	－	5,986
葬祭収益に係る財・サービス	－	10,442	－	－	－	10,442
資産コンサルティングに係る財・サービス	－	－	47	－	－	47
情報ソリューション事業に係る財・サービス	－	－	－	14,793	－	14,793
人材サービス事業に係る財・サービス	－	－	－	－	5,282	5,282
顧客との契約から生じる収益	5,986	10,442	47	14,793	5,282	36,553
その他の収益	－	－	1,748	－	－	1,748
外部顧客への売上高	5,986	10,442	1,796	14,793	5,282	38,302

(注) 「その他の収益」は、金融商品の組成及び取得に際して受け取る手数料及び利息の收受であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、葬祭公益事業、葬祭収益事業、資産コンサルティング事業、情報ソリューション事業、人材サービス事業を展開しております。

葬祭公益事業は、火葬事業を行っております。通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

葬祭収益事業は、火葬炉併設の総合斎場運営業務を行っております。通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

資産コンサルティング事業は、主に金融サービス及び相続相談・不動産仲介事業を行っております。通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

情報ソリューション事業は、出版印刷・商業印刷を始めとする各種印刷業務等を行って

おります。通常は、成果物の引渡により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。

人材サービス事業は、求人媒体発行・人材紹介・人材派遣等の業務を行っております。求人媒体発行・人材紹介業務については、通常、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した段階で収益を認識しております。人材派遣業務は、契約における履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,135
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,573
契約負債（期首残高）	531
契約負債（期末残高）	510

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は受取手形及び売掛金であり、契約負債は流動負債その他（前受金）に含まれております。

契約負債は主に顧客からの前受金によるものであります。

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんど全て当連結会計年度の収益として認識されています。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 332円67銭
(2) 1株当たり当期純利益 31円18銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	25,753
現金及び預金	3,667
貯蔵品	0
前渡金	1
前払費用	58
関係会社短期貸付金	20,235
その他	1,789
固定資産	25,565
有形固定資産	6,752
建物	1,463
構築物	45
機械及び装置	0
工具、器具及び備品	38
土地	5,120
リース資産	84
無形固定資産	69
投資その他の資産	18,743
投資有価証券	1,575
関係会社株式	15,951
長期貸付金	554
長期前払費用	22
繰延税金資産	400
その他	267
貸倒引当金	△27
資産合計	51,319

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	22,885
短期借入金	6,400
1年内返済予定の長期借入金	4,708
リース債務	45
未払金	197
未払法人税等	25
未払消費税等	16
CMS預り金	11,317
賞与引当金	28
その他	145
固定負債	11,720
長期借入金	11,363
リース債務	86
長期未払金	11
再評価に係る繰延税金負債	143
資産除去債務	109
その他	7
負債合計	34,606
【純資産の部】	
株主資本	16,018
資本金	429
資本剰余金	5,504
資本準備金	1,808
その他資本剰余金	3,695
利益剰余金	11,684
利益準備金	7
その他利益剰余金	11,676
繰越利益剰余金	11,676
自己株式	△1,599
評価・換算差額等	△79
その他有価証券評価差額金	384
土地再評価差額金	△463
新株予約権	774
純資産合計	16,712
負債純資産合計	51,319

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		6,484
売上総利益		6,484
販売費及び一般管理費		1,736
営業利益		4,748
営業外収益		
受取利息及び配当金	227	
受取家賃	67	
業務受託料	36	
その他	36	368
営業外費用		
支払利息	310	
支払手数料	188	
その他	58	557
経常利益		4,559
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	0	
解体撤去費用	255	
減損損失	313	
特別調査費用等	126	
その他	39	735
税引前当期純利益		3,825
法人税、住民税及び事業税	△837	
法人税等調整額	980	142
当期純利益		3,683

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	363	1,742	3,695	5,437	7	9,878	9,885
誤謬の訂正による累積的影響額						△16	△16
遡及処理後当期首残高	363	1,742	3,695	5,437	7	9,861	9,869
当期変動額							
新株の発行	1	1		1			
新株の発行（新株予約権の行使）	64	64		64			
剰余金の配当						△1,867	△1,867
当期純利益						3,683	3,683
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	66	66	-	66	-	1,815	1,815
当期末残高	429	1,808	3,695	5,504	7	11,676	11,684
	評価・換算差額等						純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評 価差額金	評価・換算 差額等 合計	新株予約権	
当期首残高	△13	15,673	360	△459	△99	800	15,574
誤謬の訂正による累積的影響額		△16					△16
遡及処理後当期首残高	△13	15,656	360	△459	△99	800	16,357
当期変動額							
新株の発行		3					3
新株の発行（新株予約権の行使）		129					129
剰余金の配当		△1,867					△1,867
当期純利益		3,683					3,683
自己株式の取得	△1,586	△1,586					△1,586
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			23	△4	19	△25	△6
当期変動額合計	△1,586	361	23	△4	19	△25	355
当期末残高	△1,599	16,018	384	△463	△79	774	16,712

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に
よっております。

- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース
資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定
額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の、当期に負担する額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、「2022年改正会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで、独立掲記しておりました「営業外費用」の「賃貸費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「賃貸費用」は38百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(繰延税金資産の計上)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	400百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が当事業年度における見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	15,951百万円
関係会社株式評価損	39百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

関係会社株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。なお、一部の子会社は、超過収益力を反映した実質価額により判定しております。

関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。回復可能性がないと判断された関連会社の株式は帳簿価額を実質価額まで減額し、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

将来の不確実な経済条件の変動等によって当該関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、損失の計上が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 誤謬の訂正に関する注記

前事業年度において不適切な会計処理がありました。前事業年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

その結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が16百万円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	781百万円
構築物	2百万円
土地	3,061百万円
計	3,845百万円

上記に係る債務

短期借入金	5,900百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,101百万円
長期借入金	9,155百万円
計	19,156百万円

(2) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行6行とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約及び当座貸越契約	7,500百万円
借入実行残高	6,400百万円
差引額	1,100百万円

(3) 財務制限条項

当社は、取引銀行とコミットメントライン契約、当座貸越契約及びタームローン契約を締結しており、その一部において、当社及び子会社の貸借対照表及び損益計算書等より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく借入実行残高は18,742百万円であります。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

7,560百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△803百万円

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 21,953百万円
長期金銭債権 546百万円
短期金銭債務 11,466百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 6,484百万円
販売費及び一般管理費 16百万円
営業取引以外の取引高 226百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社は、事業用資産については損益管理を合理的に行える事業単位でのグルーピングを基礎とし、遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングしております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
有明工場 (東京都江東区)	新聞印刷	建物	313
		構築物	0

有明工場の工場の閉鎖の意思決定を行ったため、回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込

めないことから、回収可能価額は零として算定しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	31,095株	3,000,000株	－株	3,031,095株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT - 3) によるものであります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

繰延税金資産については、評価性引当額を控除しており、また、貸借対照表上の金額は繰延税金負債と相殺した純額で表示しております。

なお、当社は、グループ通算制度を適用しており、「実務対応報告第42号」に従っております。

(2) 役員及び個人株主等

属性	氏名	職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	根岸 千尋	当社取締役	被所有 直接 0.03%	当社の取締役 (注) 3	ストックオプションの権利行使 (注) 1, 2	24	-	-
役員	上村 明	当社取締役	被所有 直接 0.02%	当社の取締役	弁護士報酬 (注) 4	10	-	-
子会社の 役員	和田 翔雄	-	被所有 直接 0.04%	子会社の代表取 締役	ストックオプションの権利行使 (注) 1, 2	17	-	-
子会社の 役員	常盤 誠	-	被所有 直接 0.04%	子会社の取締役	ストックオプションの権利行使 (注) 1, 2	24	-	-

- (注) 1. ストックオプションの権利行使は、2022年4月27日開催の取締役会決議に付与された、第2回ストック・オプションの新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、ストック・オプションとしての新株予約権行使による株式数に払込金額を乗じた金額となります。
2. ストックオプションの権利行使は、2023年4月12日開催の取締役会決議に付与された、第3回ストック・オプションの新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、ストック・オプションとしての新株予約権行使による株式数に払込金額を乗じた金額となります。
3. 2024年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、当社取締役を退任しております。
4. 提示された見積りをもとに、市中価格を勘案の上、交渉により決定しております。

1 1. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料、不動産賃貸料及び受取配当金であります。経営指導料及び不動産賃貸料における主な履行義務の内容は、子会社への財又はサービスの提供であり、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	112円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	25円74銭

1 3. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社広済堂ホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広済堂ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広済堂ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「5. 誤謬の訂正に関する注記」に記載されているとおり、会社は、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社広済堂ホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広済堂ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「5. 誤謬の訂正に関する注記」に記載されているとおり、会社は、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告書に記載のある過年度決算修正に関しては、2024年10月4日に当社が開示した「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載された再発防止策の実施状況を監視・検証した結果、当社及び当社グループの関係各部署において再発防止策が確実に実行され、取締役会が適切に監督していることを認めます。

監査役会は再発防止策の実施状況について引き続き監視・検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社広済堂ホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役	古 屋	進	Ⓢ
社 外 監 査 役	加 藤	正 憲	Ⓢ
社 外 監 査 役	沼 井	英 明	Ⓢ

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階 大ホール
TEL:03-3453-0550 (代)

交通機関

JR線・東京モノレール

浜松町駅 ▶ 徒歩 15分

都営三田線・浅草線

三田駅 ▶ 徒歩 20分

都営浅草線・大江戸線

大門駅 ▶ 徒歩 20分

ゆりかもめ

日の出駅 ▶ 徒歩 10分

※お車でのご来場はご遠慮ください

※前回と異なる会場となります



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。